

DARAZ コミュニティ放送 放送番組の編集の基準

基本方針

株式会社DARAZコミュニティ放送(当会社)は、地域住民の生活に密着したコミュニティFM放送局として、地域における文化の向上、産業経済の繁栄、公共の福祉の増進に寄与し、地域の健全な発展に貢献することを使命とする。当会社は、この自覚に基づき、公平・公正な立場を堅持し、基本的人権と世論を尊び、何でも真っ先に飛びついてしまうがどこか憎めないDARAZの精神を尊重しながら、言論および表現の自由を守り社会の信頼にこたえるものとする。

1. 人権

- 人命を軽視するような取り扱いはいしない
- 個人・団体の名誉を傷つけるような取り扱いはいしない
- 人種・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない

2. 法と政治

- 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いはいしない
- 国および国の機関の権威を傷つけるような取り扱いはいしない
- 人種・民族・国民に関することを取り扱う時は、その感情を尊重する
- 政治に関しては公平な立場を守り、一党一派に偏らないよう注意する
- 政治・経済に混乱を与える恐れのある問題は慎重に取り扱う

3. 児童及び青少年への配慮

- 児童及び青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感、正しい勇気などの精神を尊重する
- 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき児童の品性を損なうような言葉や表現は避ける
- 児童向け番組で、悪徳行為・残忍・陰惨などの場面を取り扱う時は、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしない

4. 家庭と社会

- 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない
- 社会の秩序、良い風俗・習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わない
- 公衆道徳を尊重し、社会常識に反する言動に共感を起こさせたり、模倣の気持ちを起こさせたりするような取り扱いはいしない

5. 教育・教養の向上

- 教育番組は、学校向け・社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを系統的に放送する
- 教養番組は、形式や表現にとらわれず、聴取者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つよう努める

6. 報道の責任

- ニュースは事実に基づいて放送し、公正でなければならない
- ニュース報道に当たっては、一方に偏るなど、聴取者に誤解を与えないよう注意する
- ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する

7. 宗教

- 宗教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷・誹謗する言動は取り扱わない
- 特定宗教のための寄付の募集などは取り扱わない

8. 表現上の配慮

- 放送内容は、放送時刻に応じて聴取者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えないようにする
- わかりやすく適正な言葉を用いるように努める
- 人心に動揺や不安を与える恐れのある内容のものは慎重に取り扱う
- 不快な感じを与えるような下品、卑猥な表現は避ける

DARAZ コミュニティ放送 放送番組の編集の基準

劇的効果のためにニュース形式などを用いる場合は、事実と混同されやすい表現をしない

病的、残虐、悲惨、虐待などの情景を表現するときは、聴取者に嫌悪感を与えないようにする

9. 暴力表現

暴力行為は、その目的のいかんを問わず、否定的に取り扱う

暴力行為の表現は、最小限にとどめる

10. 犯罪表現

犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いしてはならない

犯罪の手口を表現するときは、模倣の気持ちを起こさせないように注意する

犯罪容疑者の逮捕や尋問の方法、および訴訟の手続きや法廷の場面を取り扱う時は、正しく表現するよう注意する

11. 性表現

性に関する事柄は、聴取者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する

性衛生や性病に関する事柄は、医学上、衛生上、教育上必要な場合の他は取り扱わない

12. 聴取者の参加と懸賞・景品の取り扱い

聴取者に参加の機会を広く均等に与えるように努める

企画・演出・司会などは、出演者や聴取者に対し礼を失したり不快な感じを与えてはならない

13. 広告の責任

広告は、真実を伝え、聴取者に利益をもたらすものでなければならない

広告は、慣例法令などに反するものであってはならない

広告は、健全な社会生活や良い習慣を害するものであってはならない

14. 広告の取り扱い

広告放送は、コマーシャルによって広告放送であることを明らかにしなければならない

コマーシャルの内容は、広告主の名称・商品・商品名・商標・標語・企業形態・企業内容(サービス・販売網・施設など)とする

広告は、児童の射幸心や購買欲を過度にそそらないようにする

番組およびスポットの提供については、公正な自由競争に反する独占的利用を認めない

次にあげる広告については取り扱わない

・広告主が明らかでなく、責任の所在が不明な広告 ・権利関係や取引の実態が不明確な広告

・契約以外の広告主の広告 ・事実を誇張して聴取者に過大評価させる広告

・他を誹謗し、排斥、中傷する内容の広告 ・迷信を肯定したり、科学を否定したりする広告

・許認可を要する業種で、許認可の無い広告主の広告 ・暗号と認められる広告

・係争中の問題に関する一方的主張と認められる広告

・その他、各種法令に違反する事業、商品に関する広告

15. 広告の表現

広告は、放送時刻を考慮して、不快な感じを与えないように注意する

広告は、わかりやすく適正な言葉を用いるようにする

聴取者に錯誤を起こさせるような表現はしてはならない

聴取者に不快な感情を与える表現は避ける

原則として、客観的事実を伴わない最大級またはこれに類する表現をしてはならない

ニュースと混同されやすい表現をしてはならない